

障害保健福祉関係主管課長会議資料

抜 粋

平成28年3月8日(火)

社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課／地域生活支援推進室
／障害児・発達障害者支援室

目 次

1	障害福祉関係施設等の整備について	1
2	障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について	6
3	地域生活支援拠点について	11
4	介護職員等による喀痰吸引等の実施等について	12
5	強度行動障害を有する者への支援について	13
6	障害福祉サービス等報酬改定の実施状況等について	14
7	訪問系サービスについて	22
8	障害者の就労支援の推進等について	69
9	障害者優先調達推進法について	88
10	相談支援の充実等について	97
11	障害者の地域生活への移行等について	126
12	障害者虐待の未然防止・早期発見等について	148
13	発達障害者支援施策の推進について	155
14	障害児支援について	164
15	規制緩和(構造改革特区関係)等について	183

2 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

(1) 障害者支援施設で行う生活介護等の人員配置の適正化について

生活介護等の人員配置や人員配置体制加算の算出に当たっては、配置人数を算出する際に用いる利用者数について、前年度の延べ利用者数を開所日数で除した数を用いているところである。

しかし、入所者のみに日中活動サービスを提供している障害者支援施設等の場合、運営規程上は土日も営業日となっているにも関わらず、実際には平日しか日中活動サービスを提供していないケースがあり、この場合、開所日数を7日とすることで、必要な人員配置が少なく算出されてしまうこととなる。

このため、障害者支援施設等における配置人員の算出について、土日に日中活動サービスの利用者がなく、実質的にサービスを提供していない場合は開所日数には含まない取扱いとするよう運用の適正化を行う旨、近日中にお示しする予定であるのでご承知おきいただきたい。

(2) 短期入所サービスの整備促進について

障害児者の地域生活の支援のためには、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が重要であるが、第3期障害福祉計画における平成26年度整備目標が4.7万人であるのに対し、平成26年10月の利用者数は4.2万人であり、今後さらなる整備が必要である。

第4期障害福祉計画においては、更なる整備を計画していただいているが、一層の取組をお願いしたい。

特に、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための医療型短期入所の充実を図っていくことは極めて重要であるが、事業所数の伸びはほぼ横ばいとなっている。

医療型短期入所はニーズが高いサービスであり、各都道府県市においては、引き続き地域における実情等を適切に把握し、その実情等を踏まえ、医療ニーズの高い障害児者に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、積極的に整備を推進していただきたい。

なお、平成27年度報酬改定においては、福祉型短期入所の医療連携体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）について単位数の引上げを行ったところであるので、医療ニーズの高い障害児者への支援として、更なる活用をお願いする。

また、短期入所のうち単独型短期入所は、通い慣れた生活介護事業所等の日中活動事業所や、身近な地域の事業所において短期入所サービスを利用することができる利点があり、平成24年度報酬改定における単独型加算の引上げに続き、平成27年度報酬改定においても、日中活動を利用した日において長時間支援した場合に追加の加算を設けたところであるため、単独型短期入所の整備促進についても積極的な取組を進められたい。

(3) 今冬のインフルエンザ対策について

季節性のインフルエンザ等は毎年冬期に流行を繰り返しており、社会福祉施設等においては、集団感染等に対する十分な注意が必要とされている。

「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成 27 年 12 月 9 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）によりインフルエンザの予防等対策について周知徹底をお願いし、既にご対応いただいているところであるが、引き続き衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いする。

(4) 障害者自立支援給付費負担金の適正な執行について

平成 21 年度から平成 25 年度までの間に交付された障害者自立支援給付費負担金について、会計検査院が実地調査を行った結果、11 道県 33 市町村（前年度 6 府県 11 市町）において、障害者自立支援給付費負担金が過大に交付（約 786 百万円（前年度約 209 百万円））され、不当であるとの指摘を受けたところ。

指摘内容は、①負担金の算定に当たり、誤って、基準額を過大に算定したり、②対象経費の実支出に対象とならない経費を計上していたり、③対象経費を二重に計上していたことによるものである。

これは、負担金の算定についての理解が不十分であったことや事業実績報告書の審査・確認が十分でなかったことが、その要因となっており、特に基準額の算定については、基準額が適正に算定されるよう是正改善の処置要求を受けたところである。

各都道府県におかれては、限りある予算であることをご理解いただき、基準額の算定方法を明示した「訪問系サービスに係る国庫負担基準について」（平成 27 年 6 月 5 日障障発 0605 第 1 号）等を活用し、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認に二重のチェックを行うなど、市町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

(参考)

会計検査院HP：

(障害者自立支援給付費負担金)

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy26_05_09_21.pdf

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy26_05_09_30.pdf

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy26_05_09_34.pdf

(5) 障害者施設等の防災対策等について

① 防災対策について

障害者支援施設等の入居者の多くは自力避難が困難な者であることから、都道府県におかれては、次の事項に留意の上、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内の障害者支援施設等に対して指導するとともに、特に指導監査等にあたって重点的な指導を行うようお願いしたい。

ア 火災発生の未然防止

イ 火災発生時の早期通報・連絡

ウ 初期消火対策

エ 夜間防火管理体制

オ 避難対策

カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保

キ 各種の補償保険制度の活用

(参考)

- ・ 「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
(昭和 62 年 9 月 18 日社施第 107 号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知)
- ・ 「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」
(平成 10 年 8 月 31 日社援第 2153 号、厚生省社会・援護局長通知)

② 社会福祉施設の土砂災害対策の徹底について

平成 26 年 8 月 20 日の広島における土砂災害の教訓を踏まえ、平成 26 年 11 月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布（平成 26 年 11 月 19 日）され、土砂災害警戒区域における警戒避難体制をさらに充実・強化していくこととされたところである。

社会福祉施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日付け 27 文施企第 19 号・科発 0820 第 1 号・国水砂第 44 号、文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知）において、各都道府県民生主管部局の取組として、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、②において「当該施設」という。）について、

- ・ 砂防部局からの情報提供により、土砂災害のおそれのある箇所に立地していることが明らかとなった当該施設の管理者に対し、適宜、砂防部局からの情報等の提供に努めること
- ・ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する当該施設に対して、市区町村の担当部局や地域の防災関係機関、自主防災組織等と連携し、

土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援等を行うことにより、避難体制の強化に努めること

- ・ 関係部局と相互に連携し、新たな当該施設に係る建設計画の関係者等に対して土砂災害のおそれのある箇所に関する情報を提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すよう努めること

などをお願いしているところであり、各都道府県におかれては、砂防部局や管内市町村と連携体制の連携強化を含め、土砂災害対策に万全を期すよう、必要な助言・指導に努めていただきたい。

③大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルだけの防災対策では十分な対応が困難であるため、市町村、消防署等関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、積極的な取組をお願いしたい。

また、障害者支援施設等は、災害時において地域の防災拠点としても重要な役割を有しており、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した避難スペースの整備を進めるなどにより、震災時等において緊急避難的に要援護者を積極的に受け入れていただけるよう、その体制整備をお願いしたい。

④障害者施設等の耐震化について

国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)や国土強靱化アクションプラン2015(平成27年6月16日国土強靱化推進本部決定)において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくこととされたところである。(平成30年度までに社会福祉施設の耐震化率95%)

国としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えており、耐震化率の低い状況にある都道府県・指定都市・中核市にあつては、引き続き、社会福祉施設等施設整備費補助金等の活用を図るなど、耐震化整備が進捗するよう社会福祉法人等に対して必要な助言ご指導をお願いする。なお、平成26年10月1日現在の耐震化整備の状況については、今月中に公表する予定である。

耐震化整備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、社会福祉事業施設の耐震化整備については、融資条件の優遇措置(融資率の引き上げ(90%)、貸付利率の引下げ(当初5年間は、基準金利 Δ 0.5%))を引き続き実施することとしているので、その活用の周知も併せてお願いしたい。

また、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する補助制度「住宅・建築物安全ストック形成事業

(社会資本整備総合交付金において実施)」(国土交通省 1/3、地方公共団体 1/3、民間事業者 1/3) を活用するなど、事業者に対し、必要な情報提供等をお願いする。

(6) 東日本大震災からの復旧・復興等について(自治体負担分に対する財政支援の延長について)

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者に係る利用者負担の免除措置の取扱いについては、財政支援の期間を下記のとおり延長する予定であり、平成 28 年度予算案に計上しているため、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようご配慮願いたい。

○対象者：東京電力福島第一原子力発電所事故により設定された帰還困難区域等(※1)、旧緊急時避難準備区域等(※2)及び平成 26 年度に指定が解除された避難指示解除準備区域の住民(震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含む。)。ただし、旧緊急時避難準備区域等及び旧避難指示解除準備区域の上位所得層は除く。

(※1) 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域

(※2) 旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点(ホットスポット)

○対象となるサービス：介護給付費、訓練等給付費、障害児入所給付費等、障害児通所給付費等、補装具費等、障害児入所措置費、やむを得ない事由による措置費

○実施期間：平成 29 年 2 月末(サービス提供分)まで

なお、平成 28 年 10 月以降は財政支援の対象範囲を縮小し、平成 27 年度に指定が解除された避難指示解除準備区域等の上位所得層の住民については免除措置の対象としない予定であり、近日中に交付要綱でお示しすることとしているため、管内自治体への周知をお願いしたい。

6 障害福祉サービス等報酬改定の実施状況等について

(1) 障害福祉サービス等経営実態調査の見直しについて

障害福祉サービス等経営実態調査（以下「経営実態調査」という。）は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付費及び児童福祉法に基づく障害児通所給付費等について、各サービスの費用等の実態を明らかにし、障害福祉サービス等報酬改定のための基礎資料を得ることを目的として、報酬改定の前年に各サービス事業所等の直近の経営状況を把握するものであり、今回は平成 29 年 4 月に調査を実施する予定である。

経営実態調査において得られた各サービス事業所等の収支差率については、これまでの報酬改定においても、検討の際の参考指標とされてきたところであるが、平成 27 年度報酬改定においては、従来にも増してこの収支差率がクローズアップされることとなり、改定率が決定された際の厚生労働大臣と財務大臣との折衝においても、今回の報酬改定に向けて施設・事業所の経営実態を網羅的に把握できるよう所要の改善措置を講じることとされた。

このような状況を踏まえ、経営実態調査の見直しの基本的な方向性を検討するため、平成 27 年 9 月に「障害福祉サービス等経営実態調査の見直しに関する検討会」を設け、同年 12 月にその報告書を取りまとめたので内容についてご了解いただきたい。

今回の見直しは、介護保険制度における同様の見直しの状況を踏まえたものであり、今後、調査実施までの間において、具体的な調査票等の見直しを行っていく必要があると考えているが、各都道府県市におかれては、本調査の重要性をご理解いただくとともに、調査実施の際の集計客対数の確保等にご協力をお願いする。

検討会報告書 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000108708.html>

(2) 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の実施について

障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査（以下「処遇状況等調査」という。）は、平成 27 年度報酬改定における福祉・介護職員処遇改善加算の拡充が確実に職員の処遇改善に繋がっているかを把握するため、平成 27 年 10 月に調査を実施したところである。各都道府県市におかれては、未回答の管内事業所等への連絡等にご協力いただき、感謝申し上げます。調査結果については、3 月末までにホームページ等で公表する予定である。

平成 28 年度についても、引き続き職員の処遇改善の状況を把握するため、本調査を実施する予定であり、今年度同様、回収率向上に向けてご協力をお願いする。

また、平成 28 年度の調査においては、経営実態調査の見直しに関する検討会報告書の内容を踏まえ、継続的に各サービス事業所等の経営状況を把握する観点から、改定前年（平成 26 年度）及び改定年（平成 27 年度）の 2 か

年に係る各サービス事業所等の収支の状況についても併せて調査する予定であるので、ご了解いただきたい。

※ 調査票が送付された事業所のうち、調査票の回答があった事業所の割合 67.7%【関連資料 1】

(3) 障害児サービスの地域区分について

障害児サービスに係る地域区分については、平成 27 年度報酬改定の際に、国家公務員の地域手当に係る区分割合の見直しを受けた社会福祉施設等の措置費対象施設の地域区分の見直しに合わせて見直しを行ったところである。

見直しにより上乗せ割合が変動する地域について、平成 27 年度は激変緩和のための経過措置を設けたところであるが、完全施行となる平成 28 年度以降の地域区分別単価等は、別添一覧表のとおりであるので、管内の障害児サービス事業所等に対して周知いただくとともに、算定に係る必要な届出に遺漏がないよう、適正な指導をお願いする。【関連資料 2】

(4) 公立減算の取扱いについて

地方公共団体が設置する指定障害福祉サービス等事業所における公立減算の取扱いについては、地方公共団体の事業に対する関与の在り方の多様化等により、自治体間で相違が生じているところである。

特に、公的な関与が比較的大きい地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に定める指定管理者によりサービスが提供される場合については、多様な運営形態が想定されることから、先般、指定管理者制度における自治体の関与の実態等について調査を実施させていただいたところである。

その結果、指定管理に係る協定書等において、運営上のリスク分担も含め一定の公金が投入されている実態が確認されたことから、今般、指定管理者によって提供された障害福祉サービス等に対する報酬については、原則として公立減算の対象となることについて、後日詳細をお示しする予定であるので、ご了解いただきたい。

(参考 1) 公立減算の告示上の記載ぶり

例：療養介護事業の場合

「～ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。」

(参考 2) 地方自治法（抜粋）

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令

に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

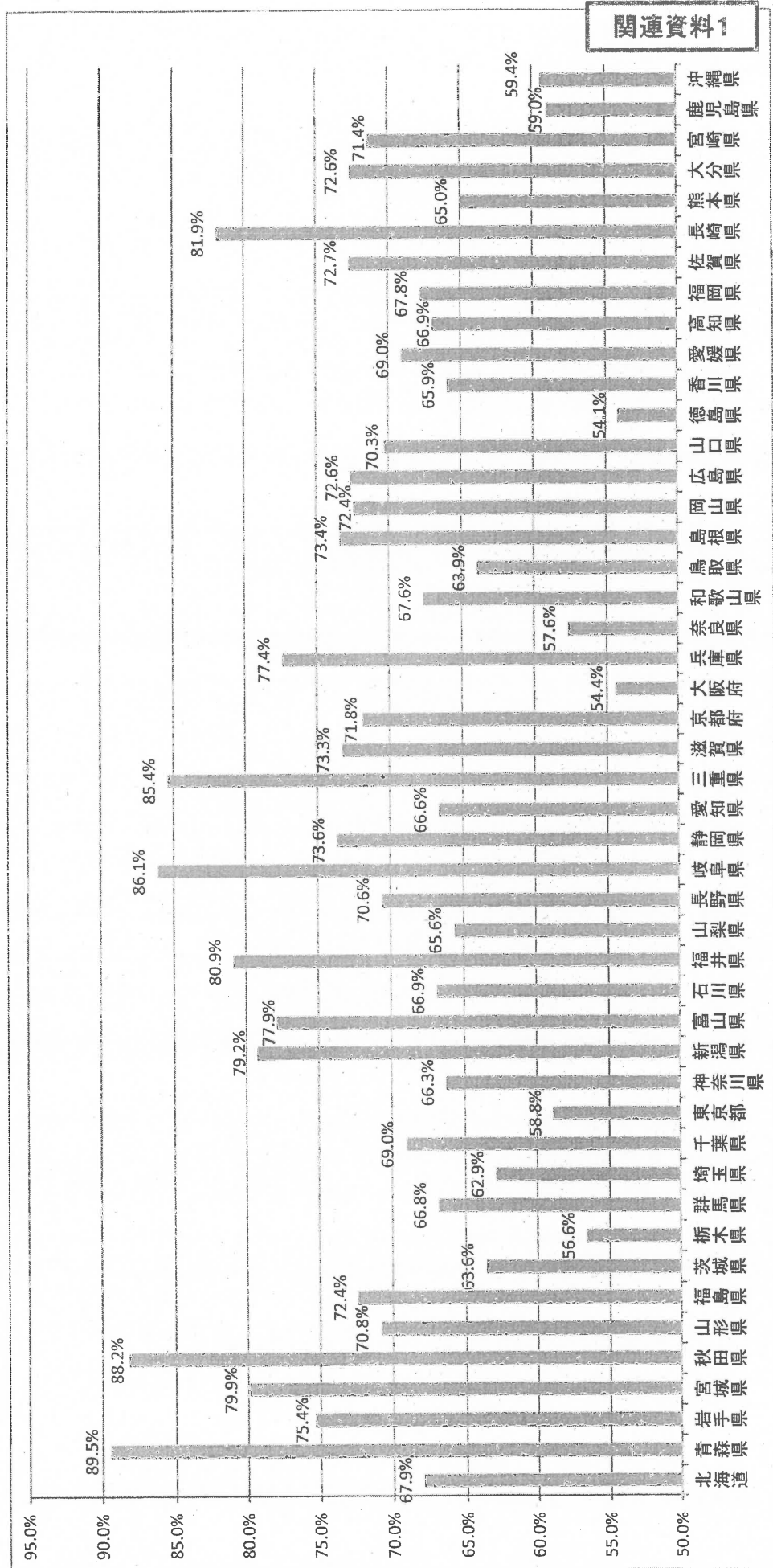
2 (略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

平成27年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 回答状況

○ 各都道府県内の調査票が送付された事業所のうち、調査票の回答があった事業所の割合である。

○ 全体の回答割合は67.7%である。



地域区分の見直しについて

障害児の地域区分の見直しについて

<現行（平成26年度まで）>

地域割り		8区分							
		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合		18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%
官署所在地		国家公務員の地域手当支給地域							
対象地域		<ul style="list-style-type: none"> 上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定） 以前官署が所在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様） 							
対象とする市町村の区域の時期		平成18年4月1日							

<見直し後（平成28年度以降）>

8区分							
1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
国家公務員の地域手当支給地域							
<ul style="list-style-type: none"> 上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定） 以前官署が所在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様） 							
平成28年4月1日							

●地域区分の見直しによる報酬1単位単価の見直し

〔見直し後の1単位単価〕

<現行（平成26年度まで）>

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	18%	16%	12%	10%	8%	6%	3%	0%
児童発達支援センターの場合	11,12円	10,93円	10,74円	10,62円	10,50円	10,37円	10,19円	10円
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,48円	10,36円	10,18円	10円
主たる対象が重症心身障害児の場合	11,37円	11,14円	10,91円	10,76円	10,61円	10,46円	10,23円	10円
医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)	10円							
放課後等デイサービス	11,03円	10,90円	10,72円	10,60円	10,48円	10,36円	10,18円	10円
重症心身障害児以外の障害児の場合	11,03円	10,90円	10,72円	10,60円	10,48円	10,36円	10,18円	10円
主たる対象が重症心身障害児の場合	11,37円	11,14円	10,91円	10,76円	10,61円	10,46円	10,23円	10円
保育所等訪問支援	11,12円	10,93円	10,74円	10,62円	10,50円	10,37円	10,19円	10円
知的障害児が主たる施設の場合	11,00円	10,84円	10,67円	10,56円	10,45円	10,33円	10,17円	10円
当該施設が主たる施設又は単独施設の場合	11,12円	10,93円	10,74円	10,62円	10,50円	10,37円	10,19円	10円
自閉症児の場合	11,10円	10,92円	10,73円	10,61円	10,48円	10,37円	10,18円	10円
併設する施設が主たる施設の場合	10,98円	10,83円	10,66円	10,55円	10,44円	10,33円	10,17円	10円
児童発達支援センターが主たる施設又は単独施設の場合	11,11円	10,93円	10,74円	10,62円	10,49円	10,37円	10,19円	10円
当該施設が主たる施設の場合	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,48円	10,36円	10,18円	10円
当該施設が単独施設の場合	11,11円	10,93円	10,74円	10,62円	10,49円	10,37円	10,19円	10円
併設する施設が主たる施設の場合	11,16円	10,97円	10,77円	10,64円	10,52円	10,39円	10,19円	10円
肢体不自由児の場合	11,10円	10,92円	10,73円	10,61円	10,48円	10,37円	10,18円	10円
自閉症児の場合	10円							
医療型(含:指定発達支援医療機関)	10円							
肢体不自由児の場合	10円							
重症心身障害児の場合	10円							
障害児相談支援	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,48円	10,36円	10,18円	10円

<平成28年度以降>

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
児童発達支援センターの場合	11,24円	10,88円	10,84円	10,74円	10,62円	10,37円	10,18円	10円
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11,20円	10,96円	10,90円	10,74円	10,60円	10,37円	10,18円	10円
主たる対象が重症心身障害児の場合	11,52円	11,22円	11,14円	10,91円	10,76円	10,46円	10,23円	10円
医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)	10円							
放課後等デイサービス	11,20円	10,96円	10,90円	10,74円	10,60円	10,37円	10,18円	10円
重症心身障害児以外の障害児の場合	11,20円	10,96円	10,90円	10,74円	10,60円	10,37円	10,18円	10円
主たる対象が重症心身障害児の場合	11,52円	11,22円	11,14円	10,91円	10,76円	10,46円	10,23円	10円
保育所等訪問支援	11,24円	10,98円	10,88円	10,74円	10,62円	10,37円	10,18円	10円
知的障害児が主たる施設の場合	11,12円	10,90円	10,84円	10,67円	10,58円	10,33円	10,17円	10円
当該施設が主たる施設又は単独施設の場合	11,24円	10,96円	10,93円	10,74円	10,62円	10,37円	10,18円	10円
自閉症児の場合	11,22円	10,98円	10,92円	10,73円	10,61円	10,37円	10,18円	10円
併設する施設が主たる施設の場合	11,10円	10,88円	10,83円	10,66円	10,55円	10,33円	10,17円	10円
児童発達支援センターが主たる施設又は単独施設の場合	11,24円	10,96円	10,93円	10,74円	10,62円	10,37円	10,18円	10円
当該施設が主たる施設の場合	11,20円	10,96円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
当該施設が単独施設の場合	11,24円	10,96円	10,93円	10,74円	10,62円	10,37円	10,18円	10円
併設する施設が主たる施設の場合	11,28円	11,02円	10,97円	10,77円	10,64円	10,39円	10,18円	10円
肢体不自由児の場合	11,22円	10,98円	10,92円	10,73円	10,61円	10,37円	10,18円	10円
自閉症児の場合	10円							
医療型(含:指定発達支援医療機関)	10円							
肢体不自由児の場合	10円							
重症心身障害児の場合	10円							
障害児相談支援	11,20円	10,96円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円

●現行(平成26年度まで)の地域区分と見直し後(平成28年度以降)の地域区分を適用する対象地域の比較【官署が所在しない地域】

都道府県	市町村名	現行(26年度まで)地域区分		28年度以降地域区分	
		地域区分	割合	地域区分	割合
埼玉県	狭山市	6級地	6%	6級地	6%
	蕨市	6級地	6%	6級地	6%
	新座市	6級地	6%	5級地	10%
	富士見市	6級地	6%	5級地	10%
	鶴ヶ島市	4級地	10%	5級地	10%
	ふじみ野市	6級地	6%	5級地	10%
	三芳町	6級地	6%	5級地	10%
	習志野市	4級地	10%	3級地	15%
	八千代市	4級地	10%	3級地	15%
	四街道市	4級地	10%	5級地	10%
東京都	白井市	6級地	6%	6級地	6%
	昭島市	3級地	12%	4級地	12%
	小金井市	4級地	10%	5級地	10%
	東大和市	5級地	8%	4級地	12%
	東久留米市	3級地	12%	2級地	16%
	逗子市	4級地	10%	5級地	10%
	秦野市	6級地	6%	6級地	6%
	伊勢原市	6級地	6%	6級地	6%
	海老名市	3級地	12%	4級地	12%
	座間市	4級地	10%	4級地	12%
神奈川県	綾瀬市	4級地	10%	4級地	12%
	寒川町	6級地	6%	5級地	10%

都道府県	市町村名	現行(26年度まで)地域区分		28年度以降地域区分	
		地域区分	割合	地域区分	割合
愛知県	稲沢市	7級地	3%	7級地	3%
	東海市	7級地	3%	7級地	3%
	大府市	6級地	6%	6級地	6%
	知立市	7級地	3%	7級地	3%
	愛西市	7級地	3%	7級地	3%
	長岡京市	7級地	3%	6級地	6%
	貝塚市	6級地	6%	6級地	6%
	松原市	5級地	8%	5級地	10%
	摂津市	4級地	10%	5級地	10%
	高石市	3級地	12%	4級地	12%
兵庫県	四條畷市	7級地	3%	7級地	3%
	大阪狭山市	6級地	6%	6級地	6%
	忠岡町	6級地	6%	6級地	6%
	川西市	6級地	6%	5級地	10%
	斑鳩町	7級地	3%	7級地	3%
	府中町	4級地	10%	5級地	10%

※上記以外の市町村の地域区分は「その他」(0%)。

7 訪問系サービスについて

(1) 平成 28 年度重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業等について

① 平成 28 年度重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業について

「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」については、重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている小規模市町村に重点を置いた財政支援を行っているところである。

平成 28 年度予算案における本事業については、実績等を踏まえ 10.5 億円計上することとしており、また、補助要件については平成 27 年度と同様で実施することを予定している。

各都道府県におかれては、管内市町村に対し、本事業の趣旨等について、周知徹底を図るなど円滑な実施について特段の御配慮をお願いしたい。

② 国庫負担基準の適切な運用について

国庫負担基準については、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」(平成 18 年厚生労働省告示第 530 号。以下「国庫負担基準告示」という。)に基づき、各サービスの障害支援区分毎に利用人数に応じて算定することとしており、また、重度障害者等包括支援対象者については、「訪問系サービスの適切な運用について」(平成 27 年 5 月 15 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、重度障害者等包括支援を利用していない場合であっても以下の単位数が適用できることをお示ししているところであり、各市町村におかれては、内容を御了知の上、国庫負担基準の適切な単位の適用に努めていただきたい。

<国庫負担基準>

重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準

区分 6	66,730 単位 (参考: 重度訪問介護の区分 6 は 46,330 単位)
介護保険対象者	33,370 単位 (参考: 重度訪問介護は 14,140 単位)

(参考: 重度障害者等包括支援利用者は 84,070 単位)

なお、国庫負担基準単位を国庫負担基準告示に定められている単位数を用いずに算定していた等、本制度に対する理解が十分でないことから、国庫負担基準の算定を誤った市町村も散見されたため、「訪問系サービスに係る国庫負担基準について」(平成 27 年 6 月 5 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)【関連資料 1】において、国庫負担基準

の考え方や算定方法等についてお示ししているところであり、各市町村においては、内容を御了知の上、国庫負担基準の適正な算出に努めていただきたい。

(2) 人員配置基準等について

① 行動援護における従業者要件等の見直しについて

行動援護における従業者要件については、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、従業者の更なる資質の向上を図るため行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験を短縮するとともに、平成30年3月31日までの間、経過措置を設けているので、経過措置期間中に経過措置の対象となっている者については、行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）の積極的な受講に努めていただきたい。

なお、行動援護従業者における行動援護従業者養成研修及び強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）の受講状況等に関する調査を今後行う予定であるので、ご協力いただきたい。

<行動援護におけるヘルパーの要件>

- 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。

<行動援護におけるサービス提供責任者の要件>

- 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に3年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間、居宅介護従業者の要件を満たす者にあつては、直接業務に5年以上従事した経験を有することによって足りるものとする。

② 同行援護従業者要件等に係る経過措置について

同行援護従業者要件等の経過措置については、視覚障害者等に対して同行援護が十分に提供出来なくなってしまうこと等の理由により、平成30年3月31日まで延長したところである。

経過措置期間中の同行援護事業所における留意点等については、「同行援護事業所における経過措置期間中の留意点等について」（平成26年10月1

日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、経過措置の延長については今回限りとし再延長は行わないこと、経過措置期間中の経過措置の対象となっている者(以下「経過措置対象者」という。)の状況を定期的に報告いただくとともに、経過措置対象者が多い都道府県においては、同行援護従業者養成研修実施計画書を策定し、活用する等、経過措置期間中における経過措置対象者の積極的な解消に努めていただきたい。

なお、同行援護のサービス提供責任者及び従業者要件に係る経過措置の状況を把握するため、「同行援護従業者養成研修の受講状況等調査について」(平成27年9月29日付事務連絡)において調査を実施したところであり、平成27年10月1日の状況は以下のとおりである。【関連資料2】

1. 従業者の資格及び従業者数

全従業者のうち 22.7%が経過措置対象者であった。

- | | |
|--|-----------------------|
| ① 同行援護従業者養成研修一般課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。) | 34,313人(48.1%) |
| ② 居宅介護職員初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者 | 17,948人(25.2%) |
| ③ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者 | 2,835人(4.0%) |
| ④ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等 | 37人(0.1%) |
| ⑤ <u>平成27年10月1日時点において、実務経験が1年に満たない経過措置対象者</u> であって、 <u>研修未受講者</u> | <u>16,180人(22.7%)</u> |
| ⑥ 合計(①～⑤) | 71,313人(100.0%) |

2. サービス提供責任者の資格及び従業者数

全サービス提供責任者のうち 46.5%が経過措置対象者であった。

- | | |
|---|----------------------|
| ① 同行援護従業者養成研修応用課程修了者 | 9,996人(53.4%) |
| ② 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等 | 14人(0.1%) |
| ③ <u>平成30年3月31日までの経過措置者(研修未受講者)</u> | <u>7,751人(41.4%)</u> |
| ④ <u>平成30年3月31日までの経過措置者(平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年以上従事した者)</u> | <u>950人(5.1%)</u> |
| ⑤ 合計(①～④) | 18,711人(100.0%) |

3. 同行援護従業者養成研修の実施状況

① 同行援護従業者養成研修（一般課程）	
ア 実施回数	789 回
イ 定員数	17,708 人
ウ 応募者数	8,292 人
② 同行援護従業者養成研修（応用課程）	
ア 実施回数	489 回
イ 定員数	10,469 人
ウ 応募者数	4,437 人

また、平成 28 年度についても、平成 27 年度と同様に、同行援護のサービス提供責任者及び従業者要件に係る経過措置の状況について調査を行う予定としているので、各都道府県等におかれては、経過措置対象者の人数や県内における指定事業者が実施する研修を含む同行援護従業者養成研修の実施状況等の把握に努めていただきたい。

③ その他

ア 訪問系サービスにおけるサービス提供責任者の要件の 1 つである「居宅介護職員初任者研修課程修了者であって実務経験 3 年以上」については、「暫定的な要件（※）」とされているとともに、介護保険における訪問介護では、平成 27 年度より報酬上 30% 減算の取扱いとしているところであり、サービス提供責任者の資質の向上を図る観点から、早期に実務者研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるようお願いしたい。

なお、サービス提供責任者の「居宅介護職員初任者研修課程修了者であって実務経験 3 年以上」の要件については、次期報酬改定において、各事業所における配置状況を踏まえ、見直す方向で検討することを予定しているので、ご承知おき願いたい。

また、各事業所における本要件により配置されているサービス提供責任者の状況については、「平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査（居宅介護）」において調査を実施したところであるが、現在、調査結果を集計している状況であることから、まとめ次第、追ってお知らせすることを予定しているので、ご承知おき願いたい。

※ 暫定的な取扱いに係る留意点

居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3 年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないものであること。（障害者の日常生活及び社会生活を総合

的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001 通知）

イ 訪問系サービスにおけるヘルパーの要件の 1 つであるいわゆる 3 級ヘルパーについては、介護保険における訪問介護では平成 21 年度より報酬上の評価を廃止したところであるが、障害福祉の訪問系サービスにおけるいわゆる 3 級ヘルパーに関する取扱いについては、知的・精神障害者が本研修を修了し、指定障害福祉サービス事業所等の従業者として従事している例があること等に鑑み、現在でも従事可能としている。しかしながら、ヘルパーの資質向上を図るためにも、居宅介護職員初任者研修の受講を促進していただくようお願いしたい。

なお、いわゆる 3 級ヘルパーの要件については、次期報酬改定において、各事業所における配置状況を踏まえ、見直す方向で検討することを予定しているので、ご承知おき願いたい。

また、各事業所における 3 級ヘルパーの配置状況については、「平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査（居宅介護）」において調査を実施したところであるが、現在、調査結果を集計している状況であることから、まとも次第、追ってお知らせすることを予定しているので、ご承知おき願いたい。

（３）訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

① 居宅介護（家事援助）の適切な実施について

居宅介護（家事援助）については、平成 27 年度予算執行調査等において、「家族等同居人の状況については、支給決定後も含め、自治体による確認が適切に行われるよう見直しを行うべき」との指摘や、社会保障審議会障害者部会において、「実質的に相談目的で利用されている事例がある」との指摘を受けたところである。

上記指摘を踏まえ、市町村、相談支援事業所及び居宅介護事業所における留意事項をまとめたので、御留意の上、居宅介護（家事援助）の適切な運用を図っていただきたい。

なお、上記留意事項については、平成 27 年度中に通知を発出することとしているので、ご承知おき願いたい。

ア 市町村における留意事項

- 相談支援事業所から支給決定に係るサービス等利用計画案が提出された際に、同居人の有無等の状況を確認するとともに、特に、障害支援区分の低い利用者（障害支援区分 1 又は 2）の居宅介護（家事援助）における生活等に関する相談を目的とした長時間（1 回あたり概ね 1 時間以上）利用の場合にあつては、原則として支給決定を行わないこととするが、サービスの具体的な理由や必要性等について、利用者等から丁寧に確認し判断すること。

- ・ 定期的に居宅介護事業所や相談支援事業所から利用状況について確認を行うこと。
- イ 相談支援事業所における留意事項について
 - ・ サービス等利用計画案作成時に、例えば、生活等に関する相談を目的として長時間（1回あたり概ね1時間以上）の居宅介護（家事援助）の利用を希望する場合は、居宅介護（家事援助）によらず、市町村で実施する相談支援による対応等を求めるなど、適切に作成すること。
 - ・ モニタリング時に居宅に訪問した際に、家族等の同居人の状況や、サービスの具体的な利用状況等を確認した上で、必要に応じてサービス等利用計画の変更を行う等適切にサービス利用を行うこと。
- ウ 居宅介護事業所における留意事項について

サービス担当者会議等において、例えば、長時間（1回あたり概ね1時間以上）の居宅介護（家事援助）を利用している場合は、出席者から代替サービスの有無等について助言を求めるなど、適切なサービス提供を行うこと。

② 支給決定事務における留意事項について

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」（平成19年4月13日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、適切に対応していただきたい。

- ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと
- イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること
- ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害支援区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

③ 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成 19 年 3 月 28 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）で具体的取扱いを示すとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知してきたところである。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成 27 年 2 月 18 日付事務連絡）において、制度の適切な運用について示しているところであり、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願いする。

④ 重度訪問介護等の適切な支給決定について

重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成 19 年 2 月 16 日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、対応していただきたい。

ア 重度訪問介護は、同一箇所に長時間滞在し、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護等のサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1 日につき 3 時間を超える支給決定を基本とすること。

イ 平成 21 年 4 月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を 30 分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが 1 日に複数回行われる場合の 1 回当たりのサービスについて 30 分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。

ウ これまでに、利用者から「短時間かつ 1 日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを 1 日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

エ 「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない。」といった声も寄せられているところで

ある。重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが1日に複数回提供される場合であっても1回当たりのサービスについては基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

⑤ 居宅介護における通院等介助について

居宅介護における通院等介助については、「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成20年4月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示ししているところである。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、

- ・ 院内の移動に介助が必要な場合
- ・ 知的・行動障害等のため見守りが必要な場合
- ・ 排せつ介助を必要とする場合

等が想定されるので、参考としていただきたい。

なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。

⑥ 訪問系サービスの周知について

訪問系サービスについては、在宅の重度障害者を支える重要な社会資源であるが、当事者自身の制度に関する理解不足を理由として、訪問系サービスを利用していない方もいるといった声も寄せられているところである。

については、各都道府県等におかれては、当事者やその家族、障害福祉サービス事業者等に対し、訪問系サービスの制度内容等の周知に努めていただきたい。

8 障害者の就労支援の推進等について

(1) 障害者の就労支援の推進について

① 一般就労への移行の促進について

就労移行支援については、平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する評価の適正化を図るため、就労定着者（一般就労移行後に6ヵ月以上雇用されている者）が過去3年間または過去4年間いない場合、報酬の減算を行うこととしたところである。

しかしながら、減算の仕組み導入後においても、一般就労への移行率の状況に大きな変化は見られず、1年間における一般就労への移行率が20%以上の事業所は46.9%となっている一方で、一般就労への移行率が0%の事業所は3割強で推移している。【関連資料1】

こうした状況を踏まえ、平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する報酬の減算割合を強化するとともに、過去2年間に一般就労への移行実績がない事業所に対しても報酬の減算を行うこととしたところであり、平成 27 年 10 月においては、183 事業所（5.9%）が減算の対象となっている。【関連資料2】

なお、平成 28 年 4 月から、就労継続支援 A 型に移行した利用者については、利用する障害福祉サービスの種類を変更するものであることから、一般就労への移行実績や就労定着実績には含まないこととされているのでご留意願いたい。

就労を希望する障害者であって、一般企業に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、一般就労への移行に向けた支援を行うという就労移行支援の趣旨を改めてご理解いただき、適切な支援が行われるよう管内事業所に対する指導をお願いしたい。なお、就労移行支援及び就労継続支援について、不適切な運営を行っている事業所に対し、重点的な指導をお願いする通知を発出する予定でいるので、ご承知おき願いたい。

② 就労継続支援 A 型事業について

就労継続支援 A 型事業については、

- ・ 本来の利用者である障害者の利用を正当な理由なく短時間に限り、健全者である従業員（基準省令によるところの「利用者及び従業者以外の者」）がフルタイムで就労している事例
- ・ 利用者も就労継続支援 A 型事業の従業者も短時間の利用とすることによって浮いた自立支援給付費を実質的に利用者である障害者の賃金に充当している事例

など、本来の就労継続支援 A 型事業の趣旨に反するだけでなく、自立支援給付費を給付する趣旨からも不適切である事例が見られたことから、平成

24年度障害福祉サービス等報酬改定において、短時間利用者にかかる報酬の減算を導入し、就労継続支援A型事業における報酬の適正化を図ったところである。

しかしながら、減算の仕組みを導入した後においても、正当な理由なく利用者の意に反して労働時間を短く抑える、あるいは就労機会の提供にあたって収益が上がらない仕事しか提供しない等といった運営を行っている事業所の存在が指摘されていることから、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、短時間利用に係る減算の仕組みを見直し、平成27年10月から施行したところであり、平成27年10月においては、473事業所（14.9%）が減算の対象となっている。【関連資料3】

就労継続支援A型事業所には、一般就労が困難である者に就労機会を提供し、障害者が自立した日常生活または社会生活を営めるよう賃金水準を高めていくことが求められており、上記のような事業運営は、就労継続支援A型事業の趣旨に反するものであるため、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、A型事業について事業趣旨に沿った運営が確保されるよう、不適切な事案の解消に向けて重点的な指導をお願いしたい。

なお、昨年9月に発出した「指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について」（平成27年9月8日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、指導の際の確認点や根拠を整理しているので、積極的に活用されたい。【関連資料4】

③ 平成26年度の工賃実績について

平成26年度における就労継続支援B型事業所利用者の全国の平均工賃月額額は14,838円、対前年度比401円増（2.8%増）となっているところである。

また、平成18年度からは2,616円増（21.4%増）となっているが、平成19年度から継続して工賃倍増5か年計画、工賃向上計画を作成し工賃向上に取り組んでいる事業所については、平成26年度の平均工賃が16,097円（平成18年度12,542円）と、3,555円増（28.3%増）となっており、より一層の工賃の向上が図られているところである。【関連資料5】

各事業所や各地方自治体のご尽力により、就労継続支援B型事業所利用者の平均工賃は着実に増加してきているが、約1割の事業所で平均工賃が5千円を下回っており、その中には、運営基準で定める工賃の最低水準である3千円を下回っている事業所もある。このような事業所については、運営基準に違反していることが明確であることから、重点的な指導をお願いしたい。【関連資料6】

④ 就労継続支援B型の利用に係るアセスメントの取扱いについて

平成27年度から、特別支援学校卒業生等が就労継続支援B型を利用する場合、原則として、就労移行支援事業所等によるアセスメントを受けることとなっている。

当該アセスメントは、約6割の特別支援学校卒業生が卒業後に障害福祉サービスの利用に至っていること、就労継続支援B型事業所から一般就労へ移行する利用者が2%にも満たないことといった現状を踏まえ、一般就労への移行の可能性も視野に入れた就労継続支援B型の利用など、長期的な就労面に関するニーズを把握するために実施するものである。

しかしながら、障害者のこうした可能性を考慮せず、就労継続支援B型の利用を前提とした形式的なアセスメントを実施している事例など、アセスメントの趣旨が理解されていない取扱いがみられるところである。

については、就労継続支援B型の新規利用者の就労面に係る課題等が適切に把握され、就労の知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援が適切に提供されるよう、アセスメントの趣旨を理解いただき、一般就労に関する支援ノウハウを有している就労移行支援事業所等において、適切にアセスメントが行われるよう周知徹底をお願いしたい。

なお、アセスメントの実施にあたり、就労移行支援事業所でアセスメントを行うことが障害者の負担となる場合は、施設外支援により、障害者が通所しやすい場所（利用者が在籍している特別支援学校内など）で実施することが可能である。

(2) 障害者の就労支援に係る予算について

① 農福連携の推進について

平成28年度の工賃向上計画支援事業では、新規事業として「農福連携による就農促進プロジェクト」に係る予算を確保しているところである。

当該事業は、農業に関するノウハウを有していない就労継続支援B型事業所等に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費や、農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費に対して補助するものであり、補助率は10/10を予定しているところである。【関連資料7】

また、農林水産省においては、「都市農業機能発揮対策事業」及び「農山漁村振興交付金」により、福祉農園の開設支援といったハード面の支援を行っている。

農福連携については、農業分野での障害者の就労を支援し、就労継続支援B型事業所等における工賃水準の向上を図るだけでなく、農業の支え手の拡大にもつながるものであり、障害者の地域での活躍にもつながることから、1億総活躍社会の実現にも資するものと考えているので、積極的な活用をお願いしたい。

なお、厚生労働省と農林水産省では、福祉目的で農作業に取り組む際

に活用できる主な支援策を紹介するパンフレット「福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～（第三版）」を作成しており、この中には、農業分野における障害者就労に関する各種情報等を記載するなど、今後、農業分野への参入を考えている障害福祉関係者にとって参考となることから、管内の市町村及び事業所に対し広く周知願いたい。

また、地域生活支援事業（都道府県事業）において、地域連携を促進するためのコーディネーターを配置し、地域の農業団体等と連携し、障害福祉サービス事業所と地域の農家等を結びつけるための取組を支援するための事業が位置付けられているので、地域の実情に応じて積極的な活用を検討願いたい。

なお、就労継続支援B型事業所等において、事業所とは離れた場所に農地を取得して農業を実施する場合、当該農地については、従たる事業所または出張所という取扱いとなり、利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部または一部を設けないこととしても差し支えないこととされているので、ご了知いただくとともに、管内市町村に対し周知願いたい。

（参考URL：福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～）

http://www.maff.go.jp/j/keikaku/pdf/2710_nofuku.pdf

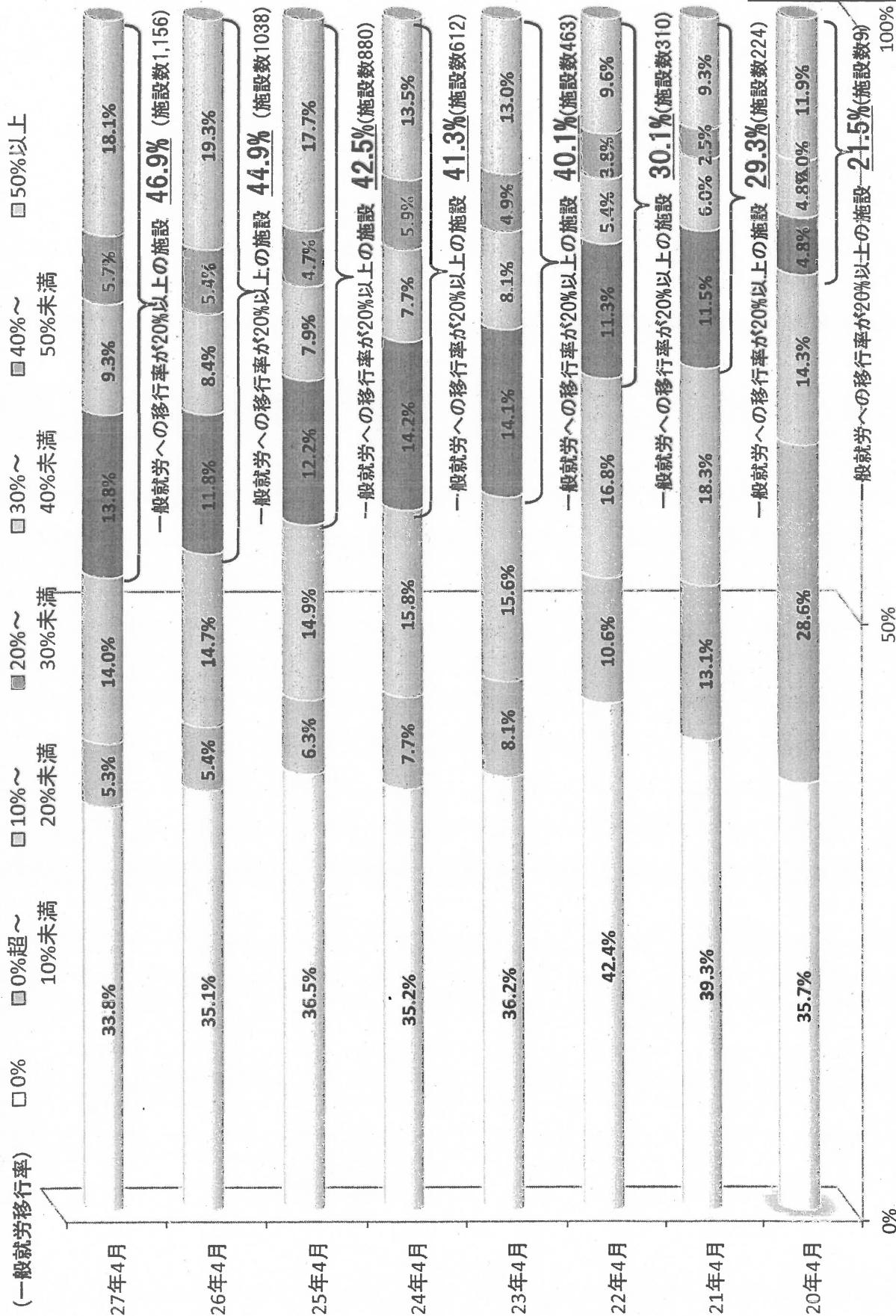
② 共同受注窓口による情報提供体制の構築等について

共同受注窓口については、平成22年度から体制整備を図ってきたところであり、就労継続支援B型事業所等が提供する製品のブランド化の推進や専門家による技術指導など、各地で様々な取組が行われているところである。

こうした共同受注窓口による取組の実績を踏まえ、工賃向上計画支援事業においては、共同受注窓口を活用した品質向上支援に係る経費を補助対象としているので、積極的に活用いただきたい。

また、平成28年度の工賃向上計画支援事業に係る特別事業において、共同受注窓口による障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供体制の構築に向けた予算を確保しているので、官公需だけでなく民需も含めた障害者就労施設等が提供する物品等に対する需要の増進が図られるよう、活用をご検討いただきたい。【関連資料8】

就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移



図表第1

【出典】厚生労働省障害福祉課調べ(平成27年4月分 回答率:81.1%)

就労移行支援に係る報酬の適正化の適用状況(平成27年度報酬改定前後の比較)

		平成26年10月	平成27年10月			平成26年10月	平成27年10月
全国	事業所数	2,885	3,101				
	(うち適用あり)	90 3.1%	183 5.9%				
北海道	事業所数	173	174				
	(うち適用あり)	9 5.2%	16 9.2%				
青森	事業所数	49	48				
	(うち適用あり)	6 12.2%	8 16.7%				
岩手県	事業所数	29	31				
	(うち適用あり)	0 0.0%	4 12.9%				
宮城県	事業所数	63	62				
	(うち適用あり)	1 1.6%	1 1.6%				
秋田県	事業所数	16	20				
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 5.0%				
山形県	事業所数	32	39				
	(うち適用あり)	0 0.0%	4 10.3%				
福島県	事業所数	21	18				
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%				
茨城県	事業所数	131	130				
	(うち適用あり)	9 6.9%	13 10.0%				
栃木県	事業所数	59	57				
	(うち適用あり)	2 3.4%	4 7.0%				
群馬県	事業所数	40	49				
	(うち適用あり)	2 5.0%	3 6.1%				
埼玉県	事業所数	115	133				
	(うち適用あり)	1 0.9%	7 5.3%				
千葉県	事業所数	102	114				
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%				
東京都	事業所数	226	244				
	(うち適用あり)	8 3.5%	11 4.5%				
神奈川県	事業所数	112	138				
	(うち適用あり)	1 0.9%	3 2.2%				
新潟県	事業所数	83	88				
	(うち適用あり)	2 2.4%	4 4.5%				
富山県	事業所数	24	25				
	(うち適用あり)	1 4.2%	0 0.0%				
石川県	事業所数	29	33				
	(うち適用あり)	2 6.9%	6 18.2%				
福井県	事業所数	37	35				
	(うち適用あり)	2 5.4%	5 14.3%				
山梨県	事業所数	38	36				
	(うち適用あり)	2 5.3%	2 5.6%				
長野県	事業所数	62	63				
	(うち適用あり)	3 4.8%	6 9.5%				
岐阜県	事業所数	34	42				
	(うち適用あり)	0 0.0%	2 4.8%				
静岡県	事業所数	81	90				
	(うち適用あり)	0 0.0%	2 2.2%				
愛知県	事業所数	114	116				
	(うち適用あり)	2 1.8%	8 6.9%				
三重県	事業所数	17	25				
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%				
滋賀県	事業所数	26	32				
	(うち適用あり)	0 0.0%	2 6.3%				
京都府	事業所数	48	52				
	(うち適用あり)	1 2.1%	3 5.8%				
大阪府	事業所数	180	202				
	(うち適用あり)	2 1.1%	5 2.5%				
兵庫県	事業所数	93	104				
	(うち適用あり)	2 2.2%	4 3.8%				
奈良県	事業所数	25	26				
	(うち適用あり)	2 8.0%	2 7.7%				
和歌山県	事業所数	24	26				
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 3.8%				
鳥取県	事業所数	20	18				
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%				
島根県	事業所数	16	15				
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 6.7%				
岡山県	事業所数	25	28				
	(うち適用あり)	1 4.0%	2 7.1%				
広島県	事業所数	71	81				
	(うち適用あり)	2 2.8%	7 8.6%				
山口県	事業所数	32	37				
	(うち適用あり)	1 3.1%	3 8.1%				
徳島県	事業所数	24	24				
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 4.2%				
香川県	事業所数	14	16				
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 6.3%				
愛媛県	事業所数	40	37				
	(うち適用あり)	2 5.0%	5 13.5%				
高知県	事業所数	14	15				
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 6.7%				
福岡県	事業所数	175	194				
	(うち適用あり)	5 2.9%	5 2.6%				
佐賀県	事業所数	25	23				
	(うち適用あり)	1 4.0%	1 4.3%				
長崎県	事業所数	53	60				
	(うち適用あり)	6 11.3%	4 6.7%				
熊本県	事業所数	66	65				
	(うち適用あり)	6 9.1%	7 10.8%				
大分県	事業所数	44	43				
	(うち適用あり)	1 2.3%	2 4.7%				
宮崎県	事業所数	43	46				
	(うち適用あり)	0 0.0%	4 8.7%				
鹿児島県	事業所数	52	59				
	(うち適用あり)	4 7.7%	7 11.9%				
沖縄県	事業所数	88	88				
	(うち適用あり)	1 1.1%	5 5.7%				

※国保連データにおいて特別集計した実績(事業所数)

就労継続支援A型に係る報酬の減算適用状況

		平成27年10月	
全国	事業所数	3,171	
	(うち適用あり)	473	14.9%
北海道	事業所数	228	
	(うち適用あり)	70	30.7%
青森	事業所数	64	
	(うち適用あり)	9	14.1%
岩手県	事業所数	45	
	(うち適用あり)	4	8.9%
宮城県	事業所数	51	
	(うち適用あり)	15	29.4%
秋田県	事業所数	16	
	(うち適用あり)	0	0.0%
山形県	事業所数	26	
	(うち適用あり)	2	7.7%
福島県	事業所数	27	
	(うち適用あり)	2	7.4%
茨城県	事業所数	35	
	(うち適用あり)	4	11.4%
栃木県	事業所数	39	
	(うち適用あり)	4	10.3%
群馬県	事業所数	15	
	(うち適用あり)	1	6.7%
埼玉県	事業所数	56	
	(うち適用あり)	2	3.6%
千葉県	事業所数	42	
	(うち適用あり)	3	7.1%
東京都	事業所数	99	
	(うち適用あり)	23	23.2%
神奈川県	事業所数	72	
	(うち適用あり)	10	13.9%
新潟県	事業所数	25	
	(うち適用あり)	5	20.0%
富山県	事業所数	50	
	(うち適用あり)	6	12.0%
石川県	事業所数	50	
	(うち適用あり)	13	26.0%
福井県	事業所数	58	
	(うち適用あり)	2	3.4%
山梨県	事業所数	12	
	(うち適用あり)	0	0.0%
長野県	事業所数	34	
	(うち適用あり)	0	0.0%
岐阜県	事業所数	110	
	(うち適用あり)	19	17.3%
静岡県	事業所数	90	
	(うち適用あり)	8	8.9%
愛知県	事業所数	244	
	(うち適用あり)	45	18.4%

		平成27年10月	
三重県	事業所数	61	
	(うち適用あり)	1	1.6%
滋賀県	事業所数	26	
	(うち適用あり)	5	19.2%
京都府	事業所数	64	
	(うち適用あり)	12	18.8%
大阪府	事業所数	205	
	(うち適用あり)	28	13.7%
兵庫県	事業所数	109	
	(うち適用あり)	9	8.3%
奈良県	事業所数	25	
	(うち適用あり)	1	4.0%
和歌山県	事業所数	42	
	(うち適用あり)	1	2.4%
鳥取県	事業所数	28	
	(うち適用あり)	1	3.6%
島根県	事業所数	30	
	(うち適用あり)	0	0.0%
岡山県	事業所数	143	
	(うち適用あり)	28	19.6%
広島県	事業所数	77	
	(うち適用あり)	9	11.7%
山口県	事業所数	27	
	(うち適用あり)	1	3.7%
徳島県	事業所数	18	
	(うち適用あり)	4	22.2%
香川県	事業所数	13	
	(うち適用あり)	0	0.0%
愛媛県	事業所数	62	
	(うち適用あり)	9	14.5%
高知県	事業所数	23	
	(うち適用あり)	0	0.0%
福岡県	事業所数	221	
	(うち適用あり)	42	19.0%
佐賀県	事業所数	32	
	(うち適用あり)	4	12.5%
長崎県	事業所数	51	
	(うち適用あり)	8	15.7%
熊本県	事業所数	163	
	(うち適用あり)	35	21.5%
大分県	事業所数	52	
	(うち適用あり)	3	5.8%
宮崎県	事業所数	40	
	(うち適用あり)	3	7.5%
鹿児島県	事業所数	72	
	(うち適用あり)	16	22.2%
沖縄県	事業所数	99	
	(うち適用あり)	6	6.1%

※国保連データにおいて特別集計した実績(事業所数)

障障発0908第1号

平成27年9月8日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（公印省略）

指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について

指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき行われているところである。

さて、指定就労継続支援A型については、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を適切かつ効果的に行うこととされているところである。

しかしながら、指定就労継続支援A型事業者の中には、法の趣旨に反し、また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号。以下「運営基準」という。）の規定に抵触すると考えられる不適切な事業運営を行っている事業者があることが指摘されている。

このため、下記のとおり、指定就労継続支援A型の利用手続きや不適切な事業運営の事例に係る指導の際の確認点を整理したので、指導の際に活用いただくとともに、各都道府県におかれては、貴管内市町村に対する周知方よろしく願います。

また、指定就労継続支援A型については、その利用に当たり、指定就労継続支援A型の利用が適切か否かの客観的な判断を行うため、原則として暫定支給決定を行うこととされているので、適切なサービス利用という観点からも、併せて周知方よろしく願います。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1 就労継続支援A型の利用に係る支給決定手続きについて

就労継続支援A型は、利用者と雇用契約を締結することにより、就労機会を提供しつつ、生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものであり、その利用に当たっては、一定期間の訓練を行うサービスであることを踏まえ、就労継続支援A型の利用が適切か否かの客観的な判断を行うため、原則として、暫定支給決定を行うこととされているので、利用者に対して適切なサービスを提供するという観点からも、適正な支給決定手続きをお願いします。

なお、暫定支給決定が行われた利用者については、雇用保険法施行規則（昭和50年3月10日労働省令第3号）第110条に基づく特定求職者雇用開発助成金の支給対象となる対象労働者から除外され、当該助成金の支給はされないこととなっている。

2 不適切な事業運営の事例

(1) 生産活動の内容が不適切と考えられる事例

① 事例内容

就労機会の提供に当たり、収益の上がらない仕事しか提供しておらず、就労継続支援A型事業の収益だけでは、最低賃金を支払うことが困難であると考えられる事例。

② 指導の際の確認点

ア 就労継続支援A型の利用に当たっては、利用者と雇用契約を締結することとなっており、雇用契約を締結した利用者については、労働関連法規の適用を受ける労働者に該当し、最低賃金法（昭和34年4月15日法律第137号）が適用されることから、最低賃金を支払うことが可能な収益性の高い事業内容であるか、また、利用者に対して当該事業内容を踏まえた仕事が確保されているかを確認する。

確認に当たっては、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月2日社援発1002001号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づき作成することとされている「就労支援事業別事業活動明細書」により、収益と費用の比率等を確認することで、最低賃金を支払うことが可能な事業内容であるかどうかを判断する。

イ 指導に当たっての根拠（運営基準第191条、192条）

運営基準第191条第1項では、「指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない」と規定されていることから、事業者には、就労機会の提供に当たり、事業者が供給しようと考えている物品及び役務に関する市場調査等を実施するとともに、地域の状況を適切に把握することが求められ、その結果を踏まえ、最低賃金を支払うことが可能な収益性の高い仕事を確保する必要がある。

また、運営基準第192条第1項では、「指定就労継続支援A型事業者は、第190条第1項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない」と規定されており、当該規定の趣旨をかんがみれば、最低賃金の水準に留まることなく、就労に関する知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うことにより、賃金水準を高めていくことが事業者には求められている。

したがって、収益の低い仕事しか提供していない場合には、就労機会の提供に当たり、市場調査等の実施や地域の状況を適切に把握しているとはいえず、また、利用者に支払う賃金水準を高めるよう努めているとはいえない。

(2) サービス提供の形態が不適切と考えられる事例

① 事例内容

就労継続支援A型のサービス提供に当たり、利用者の意向や能力等を踏まえた個別支援計画が策定されていない事例や、長く働きたいという利用者の意向にかかわらず、全ての利用者の労働時間を一律に短時間（例：1週間の所定労働時間が20時間）としている事例など、サービス提供に当たっての形態が不適切な事例。

② 指導の際の確認点

ア 適切なアセスメントに基づいた個々の利用者に応じた個別支援計画が策定され、当該計画に基づいたサービス提供がされているかを確認する。

また、全ての利用者の労働時間が一律に短時間とされているような場合には、その理由を確認し、適切なアセスメントに基づいた結果であり、かつ、利用者の意向等に反して設定されているものでないかどうかを確認する。

イ 指導に当たっての根拠（運営基準第3条、191条、197条（第58条の準用））

運営基準第3条第1項では、「指定障害福祉サービス事業者（第3章から第5章まで及び第8章から第14章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない」と規定されている。

また、就労継続支援A型において準用する同第58条第2項では、「サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない」と規定されている。

これらの規定に基づき、事業者には、適切な方法でアセスメントを行った上で適切な支援内容を検討し、個々の利用者の意向や適性、障害特性等を踏まえた個別支援計画を策定し、サービスを提供することが求められる。

また、運営基準第191条第2項では、「指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない」と規定されていることから、事業者には、利用者の意向や適性、障害特性等を踏まえ、個々の利用者に適した作業内容や作業時間とすることにより、作業能率を向上させることが求められる。

したがって、個別支援計画が画一的な内容となっている場合や、正当な理由もなく全ての利用者の労働時間を一律に短時間としている場合には、適切な個別支援計画の策定や利用者の意向等を踏まえた就労機会の提供が行われているとはいえない。

なお、特定求職者雇用開発助成金は、短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）を雇い入れた場合であっても支給対象となることから、当該助成金を受給するために利用者の労働時間を一律に短時間としている場合があり、このような理由も上記基準の趣旨から適切

な事業運営とはいえない。

(3) 一定期間経過後に事業所を退所させている事例

① 事例内容

就労継続支援A型の利用に当たり、利用してから一定期間が経過した後、利用者の意向等にかかわらず、就労継続支援B型事業所に移行させるなど、不当に退所させていると考えられる事例。

② 指導の際の確認点

ア 利用者の退所状況に関し、一定期間（例：2年又は3年）が経過した後、に就労継続支援B型事業所に移行し、事業所を退所している利用者について、退所理由を確認する。

確認に当たっては、特定求職者雇用開発助成金の支給対象となっていた利用者について、当該助成金の助成対象期間経過後に退所させられているようなことがないかを確認する。

イ 指導に当たっての根拠（運営基準第197条（第11条の準用））

障害福祉サービスの利用に当たっては、市町村から支給決定を受けなければならない、当該支給決定には有効期間が定められており、就労継続支援A型の有効期間は、1月間から36月間の範囲内で市町村が定める期間とされており、最大3年間となっている。

一方で、法第5条第14項では、「この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう」と規定されており、就労継続支援A型には、利用期間は定められておらず、支給決定に係る有効期間の更新は可能とされている。

また、就労継続支援A型において準用する運営基準第11条では、「指定居宅介護事業者は、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならない」と規定されている（※）。

これらの規定に基づけば、事業者は、現に就労継続支援A型を利用している者に対し、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、事業所を退所させたりといったことをしてはならず、支給決定の有効期間中の利用者は当然のこととして、支給決定の更新が行われた利用者に対しても適切にサービス提供を行う必要がある。

したがって、特定求職者雇用開発助成金の支給対象となる利用者について、当該助成金の助成対象期間が2年（重度障害者等に該当する場合には3年）であることから、利用者の退所時期が当該助成金の助成対象期間経過後と一致しているような場合には、正当な理由なく、当該助成金の支給終了とあわせて退所させている場合があり、このような取扱いは適切な事業運営とはいえない。

※ 提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは以下の通り。

- ・ 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合
- ・ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ・ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合
- ・ 入院治療が必要な場合

平成26年度工賃（賃金）の実績について

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

障害者の経済的自立のため、工賃水準の引上げに向けて支援を行った「工賃倍増5か年計画（平成19年度～平成23年度）」、また、平成24年度以降実施している「工賃向上計画（平成24年度～）」の効果を検証するとともに、就労継続支援事業所の利用者の工賃（賃金）の現状を把握することを目的とする。

(2) 調査対象施設

就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所

(3) 回収状況

11,869事業所

(4) 工賃（賃金）の範囲

工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのもの

2. 調査結果

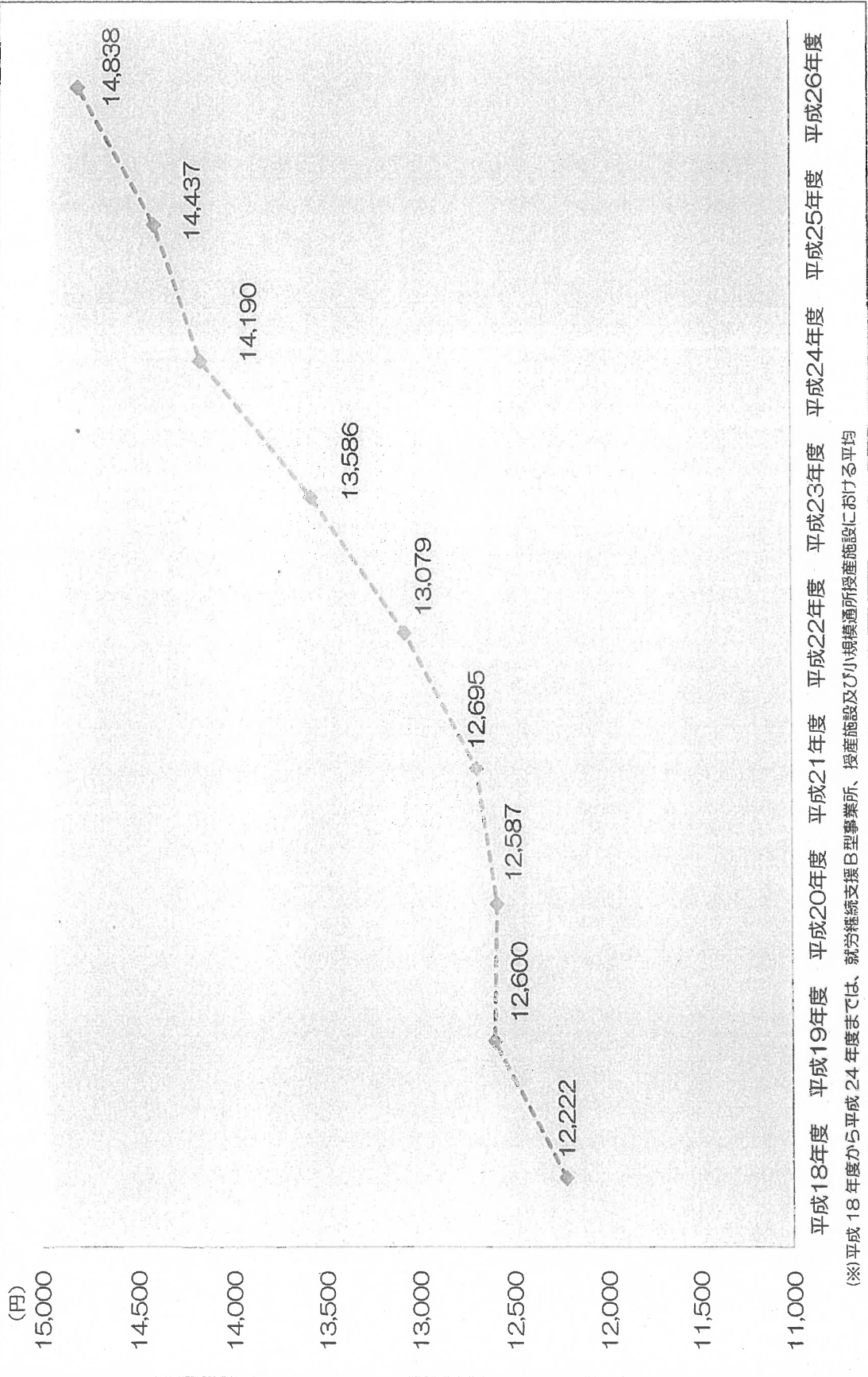
平成26年度平均工賃（賃金）

施設種別	平均工賃(賃金)		施設数 (箇所)	平成25年度(参考)	
	月額	時間額		月額	時間額
就労継続支援 B型事業所 (対前年比)	14,838円 (102.8%)	187円 (105.1%)	9,244	14,437円	178円
就労継続支援 A型事業所 (対前年比)	66,412円 (95.6%)	754円 (102.3%)	2,625	69,458円	737円

○ 平成18年度と平成26年度の比較

対象事業所	平均工賃（賃金）〈増減率〉	
工賃向上計画の対象施設 ^(※) の平均工賃 ※平成18年度は就労継続支援B型事業所、入所・通所授産施設、小規模通所授産施設	(平成18年度)	(平成26年度) 12,222円 → 14,838円 (121.4%)
就労継続支援B型事業所（平成26年度末時点）で、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画・工賃向上計画の対象となっている施設の平均工賃	(平成18年度)	(平成26年度) 12,542円 → 16,097円 (128.3%)

平均工賃の推移



平成25・26年度平均工賃（都道府県別）

（円／月額）

都道府県	平成25年度 平均工賃	平成26年度 平均工賃	都道府県	平成25年度 平均工賃	平成26年度 平均工賃
北海道	18,848	18,108	滋賀県	17,558	17,987
青森県	12,125	12,688	京都府	15,395	15,669
岩手県	18,114	18,610	大阪府	10,345	10,763
宮城県	16,989	18,186	兵庫県	13,020	13,608
秋田県	13,790	14,273	奈良県	13,856	14,335
山形県	11,526	11,476	和歌山県	15,741	16,169
福島県	12,842	13,571	鳥取県	17,090	17,179
茨城県	11,353	11,465	島根県	17,921	18,173
栃木県	14,804	15,451	岡山県	12,126	12,873
群馬県	16,346	16,979	広島県	15,551	15,644
埼玉県	13,309	13,950	山口県	15,639	16,305
千葉県	12,596	13,150	徳島県	19,299	20,388
東京都	14,588	14,935	香川県	13,920	13,938
神奈川県	13,180	13,709	愛媛県	14,667	15,578
新潟県	13,416	14,128	高知県	18,738	19,034
富山県	14,027	14,546	福岡県	13,112	13,392
石川県	15,297	15,857	佐賀県	16,875	17,065
福井県	19,733	20,501	長崎県	13,894	14,664
山梨県	15,449	15,230	熊本県	13,648	14,042
長野県	14,074	14,333	大分県	15,869	16,134
岐阜県	11,756	12,955	宮崎県	15,078	16,142
静岡県	14,055	14,363	鹿児島県	14,119	14,582
愛知県	15,318	15,917	沖縄県	14,032	14,166
三重県	12,851	12,950	全国	14,437	14,838

就労継続支援B型における工賃の状況

- 平成18年度と比較すると、利用者1人あたりの平均工賃月額が2万円以上の事業所の割合は増加しており、全体の2割弱となっている。
- 平均工賃月額が1万円未満の事業所の割合は減少しているものの、全体の約4割となっている。

